

第 3 4 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年 6月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

31市会総第17号に関し

（令和元年 6月12日付）

視察随行職員に対する聴き取り調査の記録の全て

- 2 同年 7月 3日、実施機関は、本件公開請求に対して、「ヒアリング実施結果（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 7月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、当該随行職員に聴き取りをした内容及び当該随行職員個人に関する情報を公にすることは、今後同様の事案又は類似した事案が発生した場合等における、聴き取り対象者の調査への協力や個人の正当な相談等を妨げる要因となるなど、ハラスメントの防止に関する事務等の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件公開請求について

本件公開請求は、ハラスメントが問題とされた事案について、実施機関が、名古屋市長からの依頼に応じ、実施機関の所属職員を対象として行った調査（以下「本件調査」という。）の記録を求めるものである。

(2) 非公開理由について

ア ハラスメント調査に係る情報については、関係者の高度のプライバシーに関する情報を含むことが多く、公開されることになった場合には、相談や調査をはじめとする事務が困難となる可能性が高いため、保護の必要性が高い。

イ 本件行政文書は、ハラスメント調査記録であり、その内容等が公開されることにより、ハラスメント等について関係者が申告をすることや調査に応じることに萎縮し、実施機関が人事管理に係る事務を行うのに必要な情報を十分に収集することや記録化することが困難となるおそれがあり、実施機関における公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが具体的かつ確実性のあるものとして認められる。

ウ 東京地方裁判所は、同種の事案において、ハラスメント調査に係る文書の、作成者の氏名・肩書、作成年月日及び標題の部分以外を非開示としたことは適法であると判示している。（平成29年11月24日判決）

エ 上記ウの裁判例に照らせば、本件行政文書中の本件調査の日時、対象者の役職、当該調査を実施した者に関する情報についても非公開とするべきであるが、これらの情報が記載された文書が、報道発表及び名古屋市公式ウェブサイトにより、既に広く一般に公開されていることから、非公開とする実益が失われているため、公開することとした。

オ 審査請求人は、本件処分が条例第 1 条の趣旨に反すると主張するが、同条は、市民に無制限に情報の公開を受ける権利を認めたものではない。一方で、条例第 3 条には、実施機関の情報保護の責務が規定されており、また、条例第 7 条には、非公開とすべき情報に係る規定がある。本件処分は、その基準に従い、条例の趣旨に基づいて適正に行われたものである。

カ 審査請求人は、「聴き取り調査の内容が分からなければ、調査結果の妥当性を判断することができない」と主張するが、本件処分の適法性な

いし適正性と関連しない主張であり、審査請求人の個人的な感想に過ぎない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

実施機関の職員に聴き取りをした内容及び当該随行職員個人に関する情報を公にすることを拒否した決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 今回の決定は、条例第 1条の趣旨に反することが明白なので、処分取り消しを求める。

(2) 実施機関は、「職員への聞き取りによって、問題なかった」との調査結果の報告を市長に行ったとのことであるが、聴き取り調査の内容が分からなければ、調査結果の妥当性を判断することはできない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に記載されている本件調査の対象者の氏名、所属及び本件調査の内容（以下「本件情報」という。）を非公開とすることが妥当であるか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 当審査会が調査を行ったところ、本件行政文書が作成されることとなった経緯は以下のとおりである。

ア 平成30年11月、名古屋市議会運営委員会委員が、神戸市へ出張した際に、視察後の意見交換会の場において、暴行・暴言やセクシュアルハラ

スメント発言があったとされる事案（以下「本件事案」という。）が生じた。

イ 令和元年 5月24日、名古屋市長は、実施機関に対し、本件事案が発生した意見交換会に参加していた職員（以下「本件随行職員」という。）が暴言等により苦痛を受けるような事態があったか否かについて調査を行うよう、書面により依頼した。

ウ 実施機関は、上記イの依頼を受け、本件随行職員に対して、本件事案に係る聴き取り調査を実施した。

エ 令和元年 6月12日、実施機関は、名古屋市長に対し、上記イのような事態が発生した事実はなかった旨の結果を、書面により報告した。

(2) 上記(1) ウにおいて実施された調査が本件調査であり、当該調査の記録として作成されたのが、本件行政文書である。

本件行政文書には、本件調査を行った日時、場所、当該調査を実施した職員の氏名及び本件情報が記載されている。

(3) なお、上記(1) エの調査結果の報告の際に作成された文書が、本件公開請求に記載の「31市会総第17号」であり、当該文書は、報道発表及び名古屋市公式ウェブサイトへの掲載により、公にされている。

4 審査請求人は、本件処分が条例第 1条の趣旨に反する旨の主張をしているが、その趣旨は上記 2に述べたとおりである。

そのうえで、条例は第 7条第 1項において、公開請求権と第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、非公開とする情報について定めるとともに、公開請求があった場合、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという基本的な枠組みを定めている。

したがって、本件情報が条例第 7条第 1項各号に規定する非公開情報に該当するか否かについて検討する。

5 条例第 7条第 1項第 5号の該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務

事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、上記 3 (1) 及び (2) のとおりであることから、本件情報が、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件行政文書は、上記 3 (1) 及び (2) のとおり、ハラスメントが疑われる事案に係る聴き取り調査の記録であることから、本件情報は、当該調査の対象者に係る情報である。

イ これらの情報を公にした場合、関係者がハラスメント等について申告することや調査に応じることに委縮し、実施機関が情報を十分に収集することが困難となるおそれがあることが認められる。

ウ したがって、上記第 3 2(2) イの実施機関の説明に不合理な点は認められないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 7 月 24 日	諮問書の受理
9 月 25 日	弁明書の受理
10 月 1 日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

令和 3年12月 3日 (第28回第 3小委員会)	調査審議
12月24日 (第29回第 3小委員会)	調査審議
2月18日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人